

契約事前確認公募について

令和 7 年 1 1 月 1 7 日

国家公務員共済組合連合会
宿泊事業部長 船 戸 栄 一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 招請の趣旨

職員給与システムは、現在 28 の宿泊施設において、給与計算等の業務に使用されているものであり、委託業者がデータセンター内に構築したサーバと通信して稼働する仕組みとなっている。本システムの保守・運用支援業務については、当該システムに係るサーバの設計やシステム内容等に関して、十分な理解と知識・経験を有する特定の者を契約の相手方とする契約手続きを予定しているが、特定の者以外にも、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認することを目的として、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。なお、応募要件を満たすと認められる者がいる場合には、特定の者及び当該応募者に対し、企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- ① 業務件名 職員給与システムの更新及び保守・運用支援等業務
- ② 業務内容 職員給与システムの更新及び保守・運用支援、障害対応、設定変更作業、システムに関する問い合わせ対応等
- ③ 契約期間 令和 8 年 2 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

3. 応募要件

① 基本的要件

応募する者については、募集の趣旨に鑑み、当該業務実施を遂行できる法人であって、下記要件を満たす者であること。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者に該当しない者であること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度国家公務員共済組合連合会競争資格又は令和 7・8・9 年度全省庁統一競争参加資格の「役務の提供等」の A・B・C 等級に格付けされた者であること。
(全省庁統一競争参加資格の場合は、「資格審査結果通知書」(写)を参加意思確認書とあわせて提出すること。)
- (4) 当会から取引停止又は国等から指名停止等を受けていないこと。
また、当会から取引停止又は国等から指名停止等を受けている下請業者と契約を結ばないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。(参加意思確認書とあわせて別紙様式 3「誓約書」を提出すること。)
- (6) 全部委託は禁止とする。

(一部委託をする場合はその理由を明記し、すべての再委託先の責任者及び担当者を明記し、再委託先から条件項目について再委託の申請書等必要な手続きを取ることを。委託先による違反は、全て委託元が当会に賠償及び刑事・民事の責任を連帯し

て負うこと。)

② 技術力に関する要件

当会において現在運用している職員給与システムに係る十分な知識を有する者であること。

③ 業務実績に関する要件

- (1) 本システムと同様の環境で構築された職員給与システムの運用保守業務についての実績を有すること。
- (2) 本システムと同等の内容、規模の職員給与システム運用保守業務についての実績を有すること。

④ 仕様書の交付

⑥ A の受付窓口で手交する。なお郵送、その他の手段での交付はしない。

⑤ 公募説明会

実施しない。

⑥ 手続き等

(1) 仕様書に関する質問受付窓口等について

A) 受付窓口

〒102-8081 東京都千代田区九段南 1-1-10 九段合同庁舎 9 階

国家公務員共済組合連合会 宿泊事業部

電話番号：03-3222-1841（代表）

対応時間 平日 9：00～12：00、13：00～17：00

（担当：佐藤）

B) 質問の提出期限及び方法

質問書の提出期限：令和 7 年 12 月 1 日 12：00 まで

提出様式：別紙様式 2 によること

提出方法：電子メールで提出すること

E-Mail アドレス：s-it@kkcr.or.jp

C) 回答日及び方法

回答日：令和 7 年 12 月 2 日

回答方法：原則として、提出された全ての質問と回答の内容を、全ての質問者に電子メールで送信する。（ただし、質問者の名称等は公表しない。）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

この公募内容等の条件を満たしている者で、応募を希望する者は、以下により意思表示を行うこと。なお、要件を満たしていない参加意思確認書は受領できないので、提出前に担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行うこと。

A) 担当部署：上記受付窓口と同じ

B) 意思表示期限：令和 7 年 12 月 4 日 12：00 まで

C) 意思表示方法：担当部署に、別紙様式 1 を持参し、提出すること。（郵送等の提出は認めない。）

(3) その他留意事項

各々の期限を過ぎた場合、一切対応をしないので注意すること。